

令和5年青梅市議会定例会令和6年2月定例議会委員会提出議案

目 次

- 1 委員会提出議案第1号 青梅市議会会議規則等の一部を改正する規則

青梅市議会会議規則等の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

令和6年3月25日

提出者 議会運営委員長 阿部悦博

(説明)

一般質問の質問方法の見直しを行うほか、所要の規定の整備を行いたいため、この議案を提出いたします。

青梅市議会会議規則等の一部を改正する規則

(青梅市議会会議規則の一部改正)

第1条 青梅市議会会議規則（昭和45年議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第3条中「また同様」を「、また同様」に改める。

第7条中「すべて」を「全て」に改める。

第9条第2項中「認めるときは」の次に「、会議に宣告することにより」を加え、同条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、議長は、会議中でない場合であつて緊急を要するときその他の特に必要があると認めるときは、会議時間を変更することができる。

第15条中「再び」を「、再び」に改める。

第19条第1項中「承認を要する」を「許可を得なければならない」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、会議の議題となる前においては、議長の許可を得なければ

ならない。

第19条第2項および第3項中「承認」を「許可」に改める。

第29条中「職員の点呼に応じて、順次、投票を備え付けの投票箱に投入する」を「議長の指示に従って、順次、投票する」に改める。

第31条第3項中「聞いて」を「聴いて」に改める。

第44条第2項中「会議」を「議会」に改める。

第45条第2項中「認めるときは」の次に「、議会の承認を得て」を加える。

第50条第1項、第52条第1項および第55条第1項中「すべて」を「全て」に改める。

第62条第2項中「質問者」を「前項の規定により質問しようとする議員」に改め、同条に次の1項を加える。

- 3 第1項の規定による質問は、一括制（2以上の通告件名がある場合に、通告した全ての件名を一括して質問し、一括して答弁を求める質問方法をいう。）または項目制（通告件名順に質問および答弁を一問一答で行う質問方法をいう。）の方法により行うものとする。

第63条の2中「（併用制（一括して質問および答弁を行つた後、再質問から一問一答で行う方法をいう。）で行う場合は、再質問の回数を通告件名ごとに3回）」を削る。

第65条中「取消し」を「取り消し」に改める。

第67条中「とろうと」を「採ろうと」に改める。

第70条第1項中「とろうと」を「採ろうと」に改め、同条第2項中「とらなければ」を「採らなければ」に改める。

第71条第1項中「とる」を「採る」に改める。

第76条中「とらなければ」を「採らなければ」に改める。

第77条第1項中「とらなければ」を「採らなければ」に改め、同条第2項中「とる」を「採る」に改め、同条第3項中「すべて」を「全て」に、「とる」を「採る」に改める。

第92条中「先だつて」を「先立つて」に改める。

第93条中「承認を要する」を「許可を得なければならない」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、会議の議題となる前においては、委員長の許可を得なけれ

ばならない。

第107条および第109条第1項中「すべて」を「全て」に改める。

第110条第1項中「議員」の次に「（以下この条において「委員外議員」という。）」を加え、同条第2項中「委員でない議員」を「委員外議員」に、「申し出」を「申出」に改める。

第117条中「取消し」を「取り消し」に改める。

第118条の見出し中「朗読」を「配布」に改め、同条中「職員をして朗読させる」を「その写しを委員に配布する」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、やむを得ないときは、朗読をもつて配布に代えることができる。

第121条中「とろうと」を「採ろうと」に改める。

第124条第1項中「とろうと」を「採ろうと」に改め、同条第2項中「とらなければ」を「採らなければ」に改める。

第125条第1項中「とる」を「採る」に改める。

第130条中「とらなければ」を「採らなければ」に改める。

第131条第1項中「とる」を「採る」に改め、同条第2項中「すべて」を「全て」に、「とる」を「採る」に改める。

第132条第2項中「、法人」を「ならびに法人」に改め、同条に次の2項を加える。

5 請願者が請願書（会議の議題となつたものを除く。）を撤回しようとするときは、議長の許可を得なければならない。

6 議員が請願の紹介を取り消そうとするときは、会議の議題となつた後においては議会の許可を得なければならない。ただし、会議の議題となる前においては、議長の許可を得なければならない。

第134条第3項中「みなす」を「みなし、それぞれの委員会に付託する」に改める。

第138条中「その内容が請願に適合する」を「議長が必要であると認める」に改める。

第145条中「外とう、えり巻、つえ、かさ」を「コート、マフラー、傘」に、「議長または委員長の許可を得たときは」を「会議への出席に

必要と認められる物であつて議長にあらかじめ届け出たものについては」に改める。

第149条の2中「この」を「、この」に改める。

第150条中「資料、新聞紙、文書等」を「資料等」に改める。

第152条中「すべて」を「全て」に改める。

第154条の次に次の1条を加える。

(代理弁明)

第154条の2 議員は、自己に関する懲罰動議および懲罰事犯の会議ならびに委員会で一身上の弁明をする場合において、議会または委員会の同意を得たときは、他の議員をして代わつて弁明させることができる。

第160条第1項中「あつて」を「あつて」に改め、同条第2項中「当たつて」を「当たつて」に改める。

(青梅市議会傍聴規則の一部改正)

第2条 青梅市議会傍聴規則(昭和45年議会規則第2号)の一部を次のように改正する。

第7条第4号中「外とう、えり巻」を「コート、マフラー」に改める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

